

平成 22 年 6 月 17 日 (木)

公開セミナー：日本・欧州質保証セミナー「質を伴った大学間国際連携の推進にむけて」
ーパネルディスカッションー

日本における国際教育連携の質保証に関する政府レベルの取組について
(レジュメ)

パネリスト 二宮 皓

(放送大学広島学習センター所長 (特任教授))

○ 大学間交流の促進と国際教育連携推進の背景

- グローバル化する世界 (社会)・労働市場と大学の国際化・国際展開
 - ◇ EU のボローニアプロセスの推進
 - ◇ 「高等教育サービス貿易」(WTO) の拡大と学習者等の保護
 - 国際機関による高等教育の質保証に関するガイドラインと情報ポータル
- 国際的な留学生 (学生移動) 市場の成熟と国際競争力
 - ◇ アジア・ゲートウェイ戦略構想 (アジア版エラスムス)
 - ◇ 「留学生 30 万人計画」とモビリティの拡大 (宿舎・奨学金など)
 - ◇ 短期学生交流事業の推進と大学間協定 (単位互換の活発化)
 - ◇ 「グローバル 30」(国際教育拠点形成) (13 大学選定)
- アジア地域協力と大学間交流強化
 - ◇ 鳩山総理のイニシアチブ
 - 2009 (平成 21) 年 10 月 10 日 第 2 回日中韓サミットにおける総理の提案 (質の高い大学間交流のための有識者会議の設置、国際会議の開催)
 - 2009 (平成 21) 年 10 月 24 日 第 12 回 ASEAN+3 首脳会議
 - 2009 (平成 21) 年 10 月 25 日 東アジアサミット (ASEAN、日中韓、インド、豪州、NZ) の議長声明
 - 2009 (平成 21) 年 12 月 30 日閣議決定「新成長戦略 (基本方針)」
 - 「(未来に挑戦する心をもって) 国際的に活躍できる人材の育成」
 - 留学生の積極的な受入れ (教育に対する需要の喚起)
 - ◇ 第 1 回日中韓大学間交流・連携推進会議 (有識者会議) 開催 (2010 (平成 22) 年 4 月 16 日)
 - 「キャンパス・アジア (CAMPUS Asia)」の取組開始
 - Collective Action for Mobility Program of University Students
 - 2 つのワーキンググループの設置を決定
 - 質保証ワーキンググループ
 - 大学間交流プログラム・ワーキンググループ

- ◇ 2010（平成 22）年度新規「日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人材育成事業」（予算額 5 億円、5 拠点、5 年間、毎年度 1 億円）（①環境・エネルギー、健康などの成長分野、②産学連携・インターンシップ、③国際大学間連携）
- 「質の保証を伴った大学間交流」
- 中央教育審議会大学分科会（大学グローバル化検討ワーキンググループ）の取組
- 『我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン』のポイント
 - ガイドラインの狙い・・・（質の保証を伴った）プログラム形成の際の「留意点」
 - 国際教育連携の効果
 - ◇ 少ない負担で複数の大学の学位取得可能及び学生の流動性の向上（学生）
 - ◇ 教育の改善及び優秀な学生の受入れ・派遣による国際的視野をもつ人材の育成のための大学間交流の促進（大学）
 - 定義
 - ◇ 学位記（Diploma）
 - ◇ ダブル・ディグリー・プログラム＝大学が教育課程の実施や単位互換等について協議し、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム
 - ◇ ジョイント・ディグリー・プログラム＝大学が教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与するプログラム（単一の学位記を授与することは我が国の法令上認められていない）
 - ◇ サーティフィケート＝1つ又は複数の大学から共同で交付される学位記以外の証明書
 - ◇ （参考）欧州での Joint Degree の考え方＝統合された（共同で編成される）教育プログラムを実施する複数の大学によって発行される単一の学位記で「有効」（参加大学すべての署名）
 - 基本的な考え方のポイント
 - ◇ 類似用語（ダブル、デュアル、ジョイントなど）について国内外において「一義的な定義」はない。
 - ◇ 本ガイドラインは現行の我が国の学位制度を前提として、別途それに付随して外国の大学から学位が授与される場合における用語の定義や留意点を整理したもので、これをもって「現行の学位制度を何ら変更するものではなく、また外国の学位制度に何ら影響を及ぼすものではない。」
 - 主な留意点
 - ◇ 当初に確認すべき事項
 - 連携大学が公的な質保証制度に基づく認可を受けた大学であるかどうか

の確認

- 国際教育連携構築の基本方針等の確認

◇ 共同実施体制の整備・確認

- 基本的な方針等について協定を締結する
- 協定大学間で協議会（重要事項の協議）の設置と定期的な開催
- 担当部署の設定

◇ カリキュラムの編成協議

- 単位制度の確認と単位の実質化の重視
- 単位互換の枠組み（既が開発されている国際的な枠組みの活用も可能）
- 魅力あるプログラムの形成（英語による授業・課程など）
- 達成すべき能力の明確化、厳格な成績評価など（カリキュラムの可視化、透明性・客観性の確保）
- 研究指導教員システムの管理

◇ 学位の審査

- 論文の扱いについての十分な協議
- ジョイント・ディグリーにおける留意点
 - 共同編成カリキュラムであることに留意
 - 学位審査についての協議
 - 学位記の発行とサーティフィケートの活用
 - 当該プログラム情報の添付（ポートフォリオなど）

◇ 学生支援

- 誰を対象とするプログラムか（新規に入学生を募集、在学生から募集など）
- 学生の在籍関係を十分に検討すること（留学、休学など）
- 学生の修学生活相談・支援に対する体制の整備
- 国際移動に伴う学生の負担の軽減
- 就職支援
- プログラムの中止にともなう責任

◇ 情報の公開（学生のみならず広く社会に公開）

○ ダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリー等の国際教育連携の事例

- ヨーロッパのモデル
- 日本のモデル

○ 質の保証を伴った大学間の国際教育連携推進の課題

- アジアの多様性・モザイク性を活かした質の保証される国際教育連携の在り方の模索

◇ 各国における高等教育の質保証のあり方についての経験の交流と対話

- ◇ 相互の高等教育の同等性・互換性をどのように考えるのか
 - 単位互換のスキームのあり方
 - ジョイント・ディグリーを意識した学位記の発行の制度の検討
- ◇ アジアの大学間交流で育成する人材像に関する対話と大学間協同・連携の開発
- ◇ 積極的な情報公開の促進
- ◇ アジアと欧州との対話の促進
- アジアの労働市場における人材の積極的な評価と受入れの促進